

第 348 回開発審査会決定  
令和元年 12 月 1 日施行

## 運用基準 24 六甲山における都市型創造産業に資する事務所【個別付議基準】

### 【個別付議基準】

瀬戸内海国立公園（六甲地域）の六甲山・摩耶山集団施設地区内における都市型創造産業に資する事務所に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

#### （共通事項）

- 1 申請者は、「六甲山における都市型創造産業に資する事業者認定基準」（以下、「事業者認定基準」という。）に基づき、認定の通知を受けた事業者であること。
- 2 既存建築物は、適法に建築されたもので、原則、現存している建築物であること。
- 3 自然公園法、建築基準法、風致地区における建築等の規制に関する条例その他の法令及び条例等に適合すること。

#### （改築又は増築）

- 4 既存建築物の改築又は増築を行う場合は、次の全ての要件に該当するものであること。
  - (1) 従前の建築物の敷地内で行われるものであること。
  - (2) 改築又は増築後の建築物の床面積の合計が、従前の 1.5 倍以下であること。

#### （移転又は共同化）

- 5 既存建築物の移転又は共同化を行う場合は、次の全ての要件に該当するものであること。
  - (1) 従前の建築物の敷地面積を超えない範囲で行われるものであること。
  - (2) 移転又は共同化後の建築物の床面積の合計が、従前の 1.5 倍以下であること。
  - (3) 移転又は共同化後に従前の建築物の撤去及び従前の敷地の防災措置等を適切に行うこと。

#### （注）本基準における用語の定義

「移転」：建築物が現存する敷地から、当該建築物を敷地の外に位置を変更して、建築物の建築を行うことをいう。

「共同化」：複数の現存する建築物及び敷地を一つの敷地に集約又は移転して、建築物の建築を行うことをいう。